

旭学園（案）の通学方法毎の範囲について

『美咲町小中学校児童生徒通学バス運行規定』

（平成 29 年 11 月 14 日 教育委員会訓令第 6 号） <抜粋>

（乗車制限）

第 5 条 通学バスは、前条の区間を運行し、運行路線を経て通学する児童生徒で次の各号に該当するものを乗車させることができる。

- (1) 遠距離地域に在住し、学校までの通学が困難な児童・生徒
- (2) 心身に障がいのある児童・生徒
- (3) その他教育長が必要と認める児童・生徒

○『基本方針』バス通学の範囲（町の統一基準）

小学校課程：家から学校の校門までの距離が 3 km 以上

中学校課程：家から学校の校門までの距離が 6 km 以上

〈例外項目〉

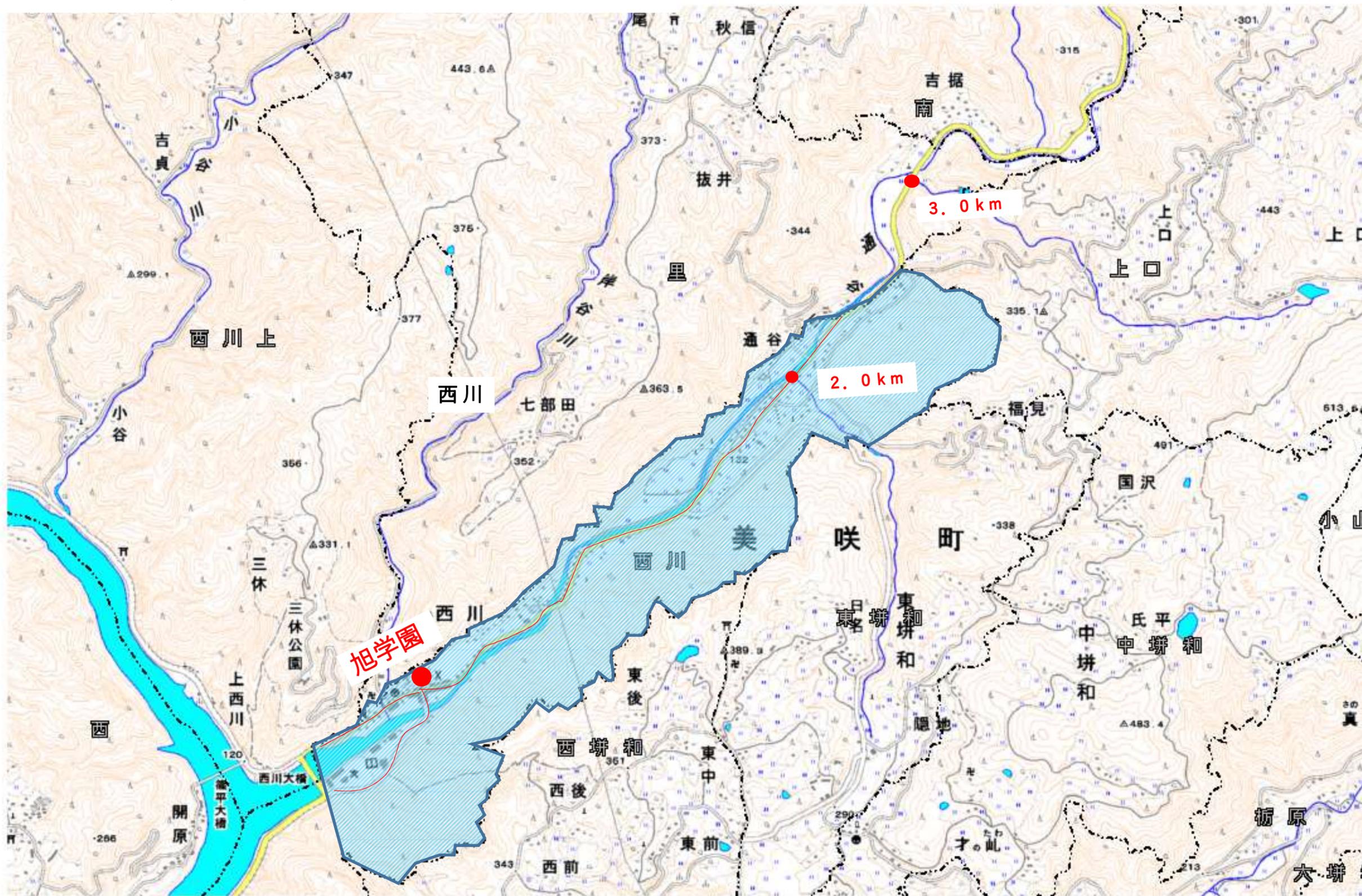
家から学校までの距離がバス通学の基準に達していなくても、徒歩通学や自転車通学では通学困難な地域

(ア) 地形的な理由によって徒歩通学、または自転車通学が困難な地域

(イ) 想定する通学路に歩道未整備箇所等があり、安全な通学（徒歩通学）に支障を来すことが考えられる地域



美咲町立旭学園（案）通学方法（中学校課程）



自転車通学